

## 財部都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の決定

都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように決定する。

「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」

(別添のとおり)

### 理由

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成12年5月19日法律第73号)において，都市計画法(昭和43年法律第100号)第6条の2が追加され，一体の都市として総合的に整備し，開発し，及び保全すべき区域として都道府県が指定している全ての都市計画区域について，都道府県が都市計画に「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」を定めることとなった。

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針は，おおむね20年後の都市の姿を展望し，長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにする，都市計画の基本的な方向性を示すものとして定める必要がある。また，具体の都市計画は，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

このようなことから，財部都市計画区域においては，「地域連携の強化と自然調和型のまちづくり」を基本理念として，都市づくりを目指すこととし，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を新たに定めるものである。

財部都市計画  
都市計画区域の整備，開発  
及び保全の方針

鹿 児 島 県

## 《 目 次 》

1 . 都市計画の目標	
1 ) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念 .....	1
2 ) 地域毎の市街地像 .....	1
2 . 区域区分の決定の有無	
1 ) 区域区分の決定の有無 .....	2
3 . 主要な都市計画の決定の方針	
1 ) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 .....	2
主要用途の配置の方針 .....	2
土地利用の方針 .....	3
2 ) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 .....	3
交通施設の都市計画の決定の方針 .....	3
下水道及び河川の都市計画の決定の方針 .....	4
その他の都市施設の都市計画の決定の方針 .....	5
3 ) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 .....	6
主要な市街地開発事業の決定の方針 .....	6
市街地整備の目標 .....	6
4 ) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 .....	6
基本方針 .....	6
主要な緑地の配置の方針 .....	6
実現のための具体の都市計画制度の方針 .....	7
主要な緑地の確保目標 .....	7

## 1. 都市計画の目標

### 1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

財部都市計画区域(以下「本区域」という。)は、鹿児島県の大隅地域に位置し、区域のほぼ中央部を東西に横市川が流れ、宮崎県都城市を起点とし隼人町を終点とする県道都城隼人線等の都市間を連絡する広域的な幹線道路が通っている。

本区域が位置する財部町は、古くから鹿児島県の東の玄関口の一つとして位置づけられ、明治時代初期には都城県の一部であったが、その後の市町村制や合併により今日の財部町となったという歴史を有している。そのため、きたもろかた都城北諸県広域市町村圏と大隅広域市町村圏の交流地点として発展してきた地域であり、現在においても隣接する都城市との日常交流が盛んである。

しかしながら、モータリゼーションの発展に伴う生活圏の拡大や住民ニーズの多様化、少子・高齢化の進展などにより、過疎化の進行など地域社会の活力は減少傾向にある。

そこで、本区域が位置する財部町では「第四次財部町総合振興計画」を策定し、「豊かな自然の中でひとがきらめくまちを目指して」の基本理念に、「緑ときらめきの里 たからべ」をキャッチフレーズとして、まちづくりを進めているところである。

このようなことから、本区域の豊かな自然、文化、歴史的伝統に育まれた地域の魅力を今後とも伝承し、安全で快適な生活環境づくりを進めるため、以下を本区域の都市づくりの基本理念とする。

#### 「地域連携の強化と自然調和型のまちづくり」

この基本理念を実現するため、次の3つの都市計画の基本方針に基づき、まちづくりを進める。

##### 地域連携強化のためのまちづくり

広域交通及び地域交通を結び円滑な交通体系を確保するとともに、住民のための安全性を確保する。

##### 居住環境の改善を目指すまちづくり

周辺環境に適した公園整備、良好な河川の環境維持を目的に污水处理施設等の整備を積極的に進め、居住環境の改善を図る。

##### 農業生産基盤の確保と豊富な自然の保護・活用のまちづくり

良好な都市近郊型農業の農業生産基盤を確保するとともに、自然環境の保護・活用を図る。

### 2) 地域毎の市街地像

#### J R 財部駅周辺地域

商業や業務、工業、住宅等が集積している J R 財部駅周辺地域は、本区域

の中心となる市街地であり，その中でもＪＲ財部駅周辺は「都市中心核」として位置づけられることから，都市基盤整備等により市街地環境の維持・充実に努める。

県道都城隼人線については，本区域と都城市をはじめとする近隣都市とを結ぶ路線であることから，広域都市軸と位置づけ，その機能の充実に努める。

みなみまた しもたからべ きたまた  
南俣，下財部，北俣地域

道路沿線等の既存集落については，良好な住環境の形成に努めるものとし，周辺環境との調和を図りながら，地域環境の保全に努める。

下財部工業団地は本区域内唯一の工業地であり，その生産環境の維持に努める。

## 2．区域区分の決定の有無

### 1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定めない。

本区域の人口は，近年はほぼ横ばいで推移してきたが，今後は人口の減少が予測される。

一方，製造品出荷額についても，ほぼ横ばいで推移すると予測されることから，将来的な土地需要に対しては現行市街地内で十分対応可能であり，今後も，急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないと判断される。

また，本区域は，今後も田園環境の豊かな区域の形成を目指す必要があるが，農業振興地域の整備に関する法律，森林法による土地利用規制で十分対処できるものと判断される。

以上のことから，本区域については区域区分を定めないものとする。

## 3．主要な都市計画の決定の方針

### 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

#### 主要用途の配置の方針

#### a 工業地

下財部工業団地は 昭和 48 年度に農村地域工業等導入促進法により企業誘致を始め，工業の集積が図られている。また，本団地は，企業の集団化等が図られているため，良好な生産環境の維持に努める。

#### b 住宅地

広域交通網への結節点であるＪＲ財部駅周辺の住宅地については，日常生活に必要な商業施設など小規模な店舗等の立地を促すとともに，良好な居住環境の形成に努める。

また，県道都城隼人線については，歩道や駐車スペース等の整備を検討し，利便性や安全性の向上を図る。

## 土地利用の方針

### a 居住環境の改善又は維持に関する方針

J R財部駅周辺については、道路等の整備を図ることで、良好な居住環境の形成に努める。

### b 優良な農地との健全な調和に関する方針

農業生産基盤整備が実施された農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。

### c 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

急傾斜地崩壊危険箇所に位置づけられた地域や土石流危険渓流の流域では、市街化を抑制し、災害の未然防止に努める。

本区域の重要な資源である横市川等の河川については、保全に努めるとともに、浸水等の恐れのある地区について、市街化の抑制に努める。

### d 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本区域には、横市川や城山の緑地など、市街地や既存集落の周辺に豊かな水資源や緑地が存在しており、日常生活においては憩いやうるおいを感じる重要な要素になっていることから、その良好な自然環境の保全に努める。

## 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### 交通施設の都市計画の決定の方針

#### a 基本方針

##### ア 交通体系の整備の方針

本区域には、広域的な交流・連携を強化する役割をもつ路線として、県道都城隼人線が、都市内交通を受け持つ路線として、県道末吉財部線等がある。また、区域外西部には、広域交通網を担うための道路として東九州自動車道が計画されている。

本区域においては、交通事故危険箇所の対策のほか、都市内幹線道路の整備及び高齢化やモータリゼーションの進展に対応した道路空間の形成が課題となっている。

また、公共交通機関として鉄道やバスなどがあるが、自家用自動車での移動が主な手段となっており、公共交通機関の利用促進が課題となっている。

このような状況を踏まえ、本区域の交通体系は次のような基本方針のもとに整備を進める。

本区域と広域圏を結ぶ骨格道路の早期整備の実現を図る。

安全で快適な道路空間の創出を図っていくとともに、バリアフリー化等にも配慮した整備に努める。

今後の交通需要に対しては、道路の整備と維持を進めるとともに、公

公共交通機関の利用の促進に努める。

イ 整備水準の目標

道路については、交通体系の整備方針に基づき、都市幹線道路について、整備中区間の早期完成を図り、未着手区間の早期整備を目指す。

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

本区域は、県道都城隼人線を主軸として広域交通に対処するとともに、都市内の交通を円滑に処理するため、次の方針により適正に配置する。

種 別	配 置 の 方 針
都市幹線道路	本区域内の交通を円滑に処理するとともに、安全性の向上を図る観点から、都市幹線道路を配置し整備を図る。 都市計画道路 3・2・1 号横馬場通線（県道末吉財部線） 都市計画道路 3・3・2 号新地通線 （ <small>たからべしょうないさすひさ</small> 県道財部庄内安久線） 都市計画道路 3・3・4 号市ノ坂通線 （町道市ノ坂横馬場線，町道横馬場前玉線） 県道財部庄内安久線 （ <small>おおくらだたからべ</small> 県道大倉田財部線） 県道末吉財部線

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な事業は次のとおりとする。

種 別	施 設 名
道路	都市幹線道路： 県道末吉財部線

下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

本区域は、集落形成及び経済性等を考慮して、合併処理浄化槽等の設置を進めているが、未だ整備は遅れている。

市街地中心部を流れる横市川は、一級河川大淀川の源流の一つであることから、「九州源流サミット」等が開催される予定であり、さらに、「財部町の河川をきれいにする規則」をはじめ、水資源の保護に関わる各種規則を制定し、環境美化活動を進めている。

このため、今後は「財部町生活排水処理基本計画」に基づき、地域に適した排水処理対策を地域住民の理解を得ながら進めるとともに、「財部町の河川をきれいにする規則」にのっとり、住民と一体となった河川の浄化

運動を進めていく。

一方、洪水による災害に対応するため、今後は、河川の整備だけでなく、被害軽減対策等を複合的に行う総合的な治水対策を図る。

また、良好な都市環境と都市景観の形成の地区、まちづくりと連携した安全で快適なうるおいのある水辺環境の創出を図る。

#### イ 整備水準の目標

##### 1) 下水道

概ね20年後においては、地域の実情に応じた適切な処理方法を導入し、区域全体において処理可能となることを目標とする。

##### 2) 河川

計画的な治水対策が必要となる河川について、被害軽減対策等による総合的な対策を図るとともに、豊かな水辺環境の創出に努める。

#### b 主要な施設の配置の方針

##### ア 下水道

本区域において、地域の実情に応じた適切な処理方法を適用していくものとする。

##### イ 河川

本区域には、横市川等がある。これらの河川については、都市の特性に応じた総合的な治水対策や、豊かな水辺環境の創出を検討する。

#### c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設はないが、必要に応じて施設の整備を行っていくものとする

#### その他の都市施設の都市計画の決定の方針

##### a 基本方針

ごみ処理施設等の公共公益施設は、都市機能の向上と良好な生活環境の保持、向上を図るため、広域圏での連携を図りながら、適正かつ計画的な配置に努める。

#### b 主要な施設の配置の方針

##### ア ごみ処理施設

本区域においては、都城北諸県広域圏市町村事務組合の清掃工場及び財部町内の一般廃棄物処分場でごみ処理を行っている。今後も、広域的な取り組みの中で適正な処理体制の維持・保全に努める。

また、ごみの資源化・減量化のための、資源ごみの分別収集にも取り組んでいることから、住民への普及啓発活動に努める。



c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する施設は特にないが、必要に応じて施設の整備を行うものとする。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

主要な市街地開発事業の決定の方針

JR 財部駅周辺については、複合型の市街地となっており、道路整備等を検討し、良好な居住環境の形成に努める。

市街地整備の目標

概ね 10 年以内に実施する予定の市街地開発事業はないが、必要に応じて整備の検討を行うものとする。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

基本方針

本区域は、市街地周辺の緑地や区域の大半を占める農地、横市川など自然資源が豊かであり、水と緑に恵まれた状況にある。

また、本区域には、住民の憩いの場となる城山公園が整備され、日常から週末までの様々なレクリエーション需要に対応している。

こうしたことから、良好な居住環境や営農条件、市街地の安全性等を考慮し、適切な土地利用を進め、自然環境の保全に努める。

主要な緑地の配置の方針

配置計画	地域名等	概要
a 環境保全系統の配置	横市川	横市川は、一級河川大淀川の源流の一つであり、「九州源流サミット」が開催予定であるなど、地域にとって重要な河川となっている。 このため、良質な自然、水資源を後世に引き継いでいくため今後も保全に努めていく。
	斜面緑地	集落地の背後に位置する斜面緑地については、自然環境の保護に寄与する緑地として保全に努める。
b レクリエーション系統の配置	城山公園	本区域では、基幹となる城山公園の整備により、住民のレクリエーション需要に対応が可能であることから、今後もその施設の維持に努める。
	横市川	横市川は、住民の日常的な憩いの場として機能しているため、今後も保全に努める。

c 防災システムの配置	区域全体	急傾斜地崩壊危険箇所に位置づけられる地区や土石流危険渓流の流域については、市街化の抑制に努め、災害の未然防止を図る。 また、防災対策の一環として、避難地、避難路、緑地などを配置し、都市内にオープンスペースの確保を図る。
d 景観構成系統の配置	区域全体	本区域は、起伏に富んだ地形であり、横市川の水資源や集落地、山の緑等により、田園景観が構成されている。 このため、自然景観だけに限らず集落地における景観も配慮して、今後も景観の保全に努める。

#### 実現のための具体の都市計画制度の方針

本区域の都市公園等については、今後もその機能の維持・向上に努める。

道路沿道や小規模な公共用地などについては、緑化に努めるとともに人々にうるおいや安らぎを与える緑地空間としての整備の検討を進める。

#### 主要な緑地の確保目標

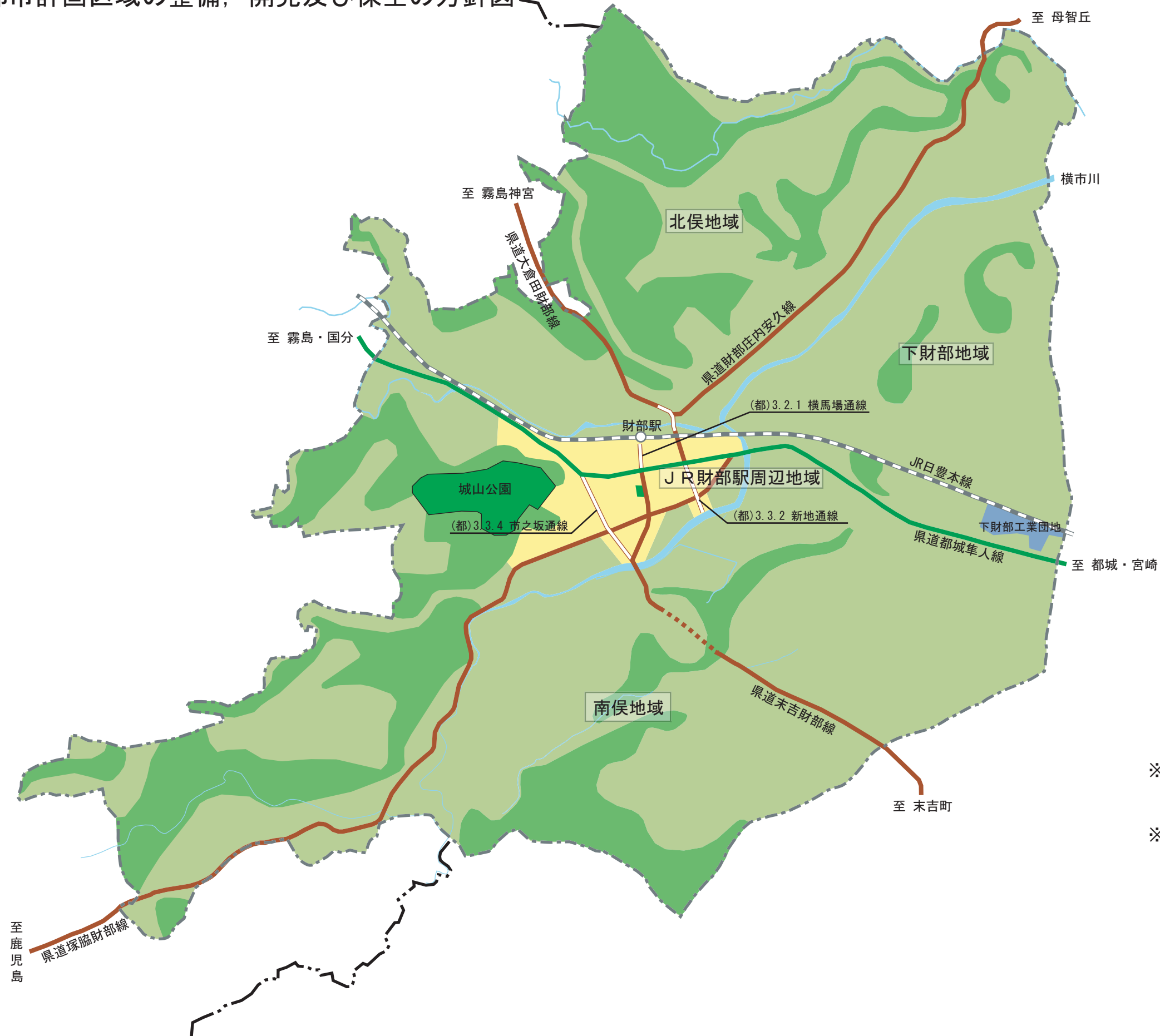
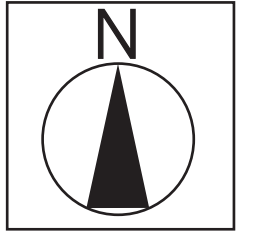
##### a 概ね 10 年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

概ね 10 年以内に整備を予定する公園等の公共空地はないが、必要に応じて整備の検討を行うものとする。

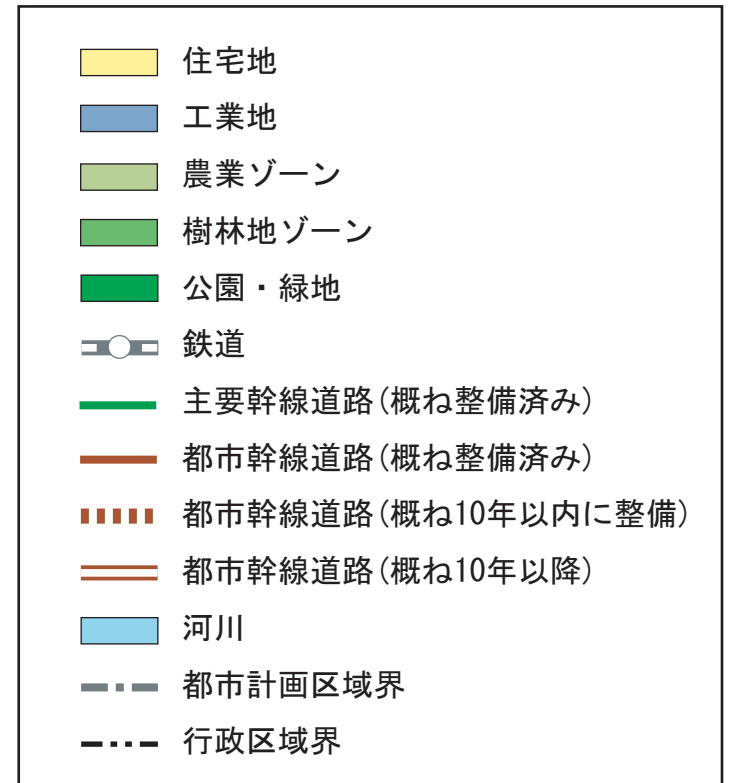
##### b 概ね 10 年以内に指定予定の主要な緑地保全地区等の地域地区

概ね 10 年以内に地域地区の指定を行う予定はないが、必要に応じて指定の検討を行うものとする。

財部都市計画  
都市計画区域の整備，開発及び保全の方針図



凡 例



※①) この方針図は，概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり，具体的なルート及び位置を規定したものではありません。

※②) 「概ね10年以内に整備」とは，概ね10年以内に整備に着手することを含み，整備の完了時期を明示したものではありません。

